

○羽曳野市留守家庭児童会条例

(制定 平 14. 12. 20 条例 40)

改正 平 26. 3. 14 条例 13平 26. 10. 9 条例 25

平 28. 3. 14 条例 14

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 8 第 1 項の規定に基づき、児童(本市の区域内に存する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する小学校に就学する者をいう。以下同じ。)に対し、放課後における適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図るため、羽曳野市留守家庭児童会(以下「児童会」という。)を設置する。

(児童会の名称及び位置)

第 2 条 児童会の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
古市留守家庭児童会	羽曳野市古市 1 丁目 1 番 7 号(古市小学校内)
古市南留守家庭児童会	同 古市 5 丁目 14 番 38 号(古市南小学校内)
西浦留守家庭児童会	同 西浦 1050 番地(西浦小学校内)
駒ヶ谷留守家庭児童会	同 駒ヶ谷 344 番地(駒ヶ谷小学校内)
白鳥留守家庭児童会	同 翠鳥園 2 番 9-101 号(白鳥児童館内)
埴生留守家庭児童会	同 伊賀 5 丁目 8 番 1 号(埴生小学校内)
埴生南留守家庭児童会	同 はびきの 6 丁目 6 番 1 号(埴生南小学校内)
丹比留守家庭児童会	同 郡戸 206 番地(丹比小学校内)
羽曳が丘留守家庭児童会	同 羽曳が丘 6 丁目 8 番 1 号(羽曳が丘小学校内)
高鷲留守家庭児童会	同 島泉 2 丁目 1 番 19 号(高鷲小学校)
高鷲南留守家庭児童会	同 高鷲 2 丁目 327 番地の 1(高鷲南小学校内)
高鷲北留守家庭児童会	同 島泉 4 丁目 3 番 33 号(高鷲北小学校内)
西浦東留守家庭児童会	同 広瀬 75 番地の 3(西浦東小学校内)
恵我之荘留守家庭児童会	同 南恵我之荘 7 丁目 8 番 35 号(恵我之荘小学校内)

(対象者)

第3条 児童会に入会できる児童は、保護者の就労又は疾病等の理由により、放課後においてその保護及び育成に欠ける者とする。ただし、羽曳野市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に入会することに相当の理由があると認める者については、この限りでない。

(入会の申請及び許可)

第4条 児童を児童会に入会させようとする保護者は、委員会に対し、規則で定めるところにより入会の申請をしなければならない。

2 委員会は前項の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査するものとし、入会が適当であると認めるときは、その許可をするものとする。

(使用料)

第5条 児童会に入会する児童の保護者は、別に規則で定める日(以下「納付日」という。)までに使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、児童1人につき月額5,000円とする。ただし、同一世帯で2人以上の児童が入会するときは、そのうちの1人を除く他の児童の使用料は、1人につき月額2,500円とする。

3 市長は、規則で定める特別な事由があると認める者に対し、第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(延長使用)

第6条 児童を規則で定めるところにより延長される開会時間に児童会を使用(以下「延長使用」という。)させようとする保護者は、委員会に対し、規則で定めるところにより延長使用の申請をしなければならない。

2 委員会は前項の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査するものとし、延長使用が適当であると認めるときは、その許可をするものとする。

3 延長使用する児童の保護者は、納付日までに前条第1項の使用料のほか、延長使用に係る使用料(以下「延長使用料」という。)を納付しなければならない。

4 延長使用料の額は、児童1人につき月額1,500円とする。

(入会許可の取消し等)

第7条 委員会は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、出席を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する者でなくなったとき。

(2) 納付日までに、使用料を納付しなかったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、児童会の管理運営上支障があると認められるとき。

(還付)

第8条 既に納付された使用料及び延長使用料については、還付しない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、児童会の管理及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平26.3.14条例13)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定、第7条を第9条とし、第6条を第7条とし、同条の次に1条を加える改正規定及び第5条の次に1条を加える改正規定は、同年5月1日から施行する。

附 則(平26.10.9条例25)

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則(平28.3.14条例14)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。